

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	1-4
許認可等の種類	緊急通行車両、緊急輸送車両の確認			
根拠法令条例等・条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条			
許認可等の概要	武力攻撃事態等発生時において、知事又は公安委員会は、車両使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両又は緊急輸送車両であることの確認を行う。確認を受けた車両は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)施行令第39条により、通行が制限されない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>長野県地域防災計画 風水害編第3章第10節 緊急輸送活動及び同資料08-6 緊急通行車両、緊急輸送車両確認事務処理要領による。</p> <p>【参考】 災害対策基本法施行令第33条第1項 都道府県知事又は公安委員会は、前条第2号に掲げる車両については、当該車両の使用 者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用さ れるものであることの確認を行うものとする。 (国民保護法施行令第39条 (読み替え:災害応急対策 ⇒ 国民の保護のための措置))</p> <p>長野県地域防災計画 風水害編第3章第10節 緊急輸送活動 第2 主な活動 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認事務 を行う。</p> <p>緊急通行車両、緊急輸送車両確認事務処理要領 第3 緊急通行車両等として確認する車両は、以下のとおりとする。 4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。) (1) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため又は武力攻撃から 国民生活及び国民経済への影響が最小となるための措置を実施するために使用 する車両。 (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指 定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は武力攻撃事態等に他 の関係機関・団体等から調達する車両。</p>			
基準の制定根拠	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	申請受理後速やかに交付する。			
期間の制定根拠	武力攻撃事態等発生時における緊急性を勘案。			